# 離島特産品等マーケティング支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 離島特産品等マーケティング支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)、その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

#### (定義)

- 第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 離島 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3項に規定する指定離 島をいう。
  - (2) 離島事業者 離島に本社、事業所等(以下「本社等」という。)を有する法人企業、個人企業、協同組合等事業者の団体、特定非営利活動法人その他法人格を有しない地域活動グループ等をいう。
  - (3) 地域連携企業体 自治体、商工会、観光協会若しくは地域活性化団体等の地域の核となる団体又は離島事業者のいずれか3者以上を構成員とする団体をいう。
  - (4) 離島特産品等 離島において製造又は造成された次に掲げるものをいう。
    - ア 特産品 次に掲げる条件のうちいずれか一つを満たす物
      - (ア) 離島に所在する製造拠点において、製品としての主たる加工等が施されている物。ただし、製造拠点が離島にあるだけで、本社等の所在地、販売元の所在地及び主原料の産地が離島外にある場合は、この限りではない。
      - (イ) 製造拠点が離島外に所在する場合であっても、本社等の所在地、販売元の所 在地及び主原料の産地が離島にある物。
    - イ 民芸品・伝統工芸品 離島において生産若しくは収穫される材料等を用いて製造 される物、又は離島において伝統的に製造されている物
    - ウ 観光商品 離島事業者によって離島への誘客を促進するために造成された観光メニュー

# (補助金交付の目的)

第3条 この補助金は、個別の離島事業者又は地域連携企業体の販路拡大を図る活動に要する経費について交付することにより、離島特産品等が抱える不利性を克服し、離島特産品等の販売を促進することを目的とする。

# (補助事業者及び支援対象商品)

第4条 知事は、外部専門家等で構成する離島特産品等マーケティング支援事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において選定した個別の離島事業者及び地域連携企業体を補助の対象となる事業者(以下「補助事業者」という。)とし、補助事業者が取り扱う離島特産品等を支援対象商品とする。ただし、補助事業者については、地域連

携企業体に属する構成員を含めすべての者が、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 補助事業を的確に遂行する能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織人員を有していること。
- (2) 補助事業に係る経理その他の事務について、適正な管理体制及び処理能力を有していること。
- (3) 県税を滞納するなど法令に抵触していないこと。
- (4) 第13条第1項の規定により交付決定を取消され、その取消しの日から1年を経過しない者でないこと。
- 2 離島特産品等マーケティング支援事業による支援(平成 26 年度からの補助金による 支援及び、平成 23 年度から平成 25 年度までの委託事業による支援)を累計して 2 年受 けた補助事業者及びその構成員は、原則として、再び補助事業者となることはできない。 ただし、選定委員会において、販売促進に関する新たな具体的課題に取り組む必要があ るなど、特段の事情が認められた場合には、この限りではない。

# (補助対象事業、補助対象経費及び補助上限額)

- 第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象事業の経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率は次に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助対象事業は、次に掲げる活動(以下「離島特産品等マーケティング活動」という。)とする。
    - ア 補助事業者が、県内外で実施する支援対象商品の販路開拓又は販売拡大に資する 市場調査等(島内で主に観光客(インバウンドを含む。)を対象としたテスト販売、 市場調査等を含む。)、物産展・イベント等への出展、必要に応じた商品改良、地 域ブランディング、情報発信の取組、必要に応じて臨時的な外部専門家による指導 を受けるための招聘その他知事が必要と認める活動。
    - イ 補助事業者が地域連携企業体である場合は、地域連携で取り組むアに該当する活動。
  - (2) 補助対象経費は、離島特産品等マーケティング活動に要する経費のうち、別表に掲げる経費であって、知事が必要かつ適当と認めるものについて交付する。
  - (3) 補助金の補助率は、次に掲げるとおりとする。
    - ア 補助事業者が個別の離島事業者で支援が1年度目の場合は、補助対象経費の10分の9以内で108万円を上限とし、支援が2年度目の場合は10分の8以内で96万円を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付する。
    - イ 補助事業者が地域連携企業体で支援が1年度目の場合は、補助対象経費の10分の 9以内で1団体あたり405万円を上限とし、支援が2年度目の場合は10分の8以内 で1団体あたり360万円を上限とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

# (補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付申請は、別記様式第1号の交付申請書によるものとする。

- 2 前項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 第1項の申請書は知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の規定に基づき申請する場合、補助対象経費を同じくする他の 国、県及び市町村等の補助金と重複してはならない。

#### (補助金交付の決定)

- 第7条 知事は、前条の申請を受けたときは、申請書を審査し、申請に係る補助対象事業 が適正であると認めたときは、交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金 に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、 その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (補助金交付の条件)

- 第8条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、別表に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。
  - (2) 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止(廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
  - (3) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けること。
  - (4) 補助事業者は、補助対象事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助対象事業に係る効果等について報告すること。

# (申請の取り下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、別記様式第5号の交付申請取下げ書を知事に提出しなければならない。

# (状況報告)

第10条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、別記様式第6号の遂行状況報告書を 知事に速やかに提出しなければならない。

# (実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき若しくは補助対象事業の廃止の承認 を受けた日から起算して20日以内又は交付決定を受けた会計年度の3月15日のいずれか 早い日までに、別記様式第7号の実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければなら ない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税 額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (額の確定等)

- 第12条 知事は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果等が補助金の交付の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金 が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

# (補助金交付決定の取消し等)

- 第13条 知事は、第8条第1項第2号の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容(第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助 金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令 に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割 合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項 の規定を準用する。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、第12条の規定に基づく補助対象事業等に係る補助金の確定後に、 消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合 には、別記様式第8号の消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書により知事に速や かに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の 返還を命ずる。
- 3 前項の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

#### (補助金の請求)

- 第15条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとする場合は、別記様式第9号の概算 払請求書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第10号の精算 払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

#### (雑則)

第17条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出部数は、2部(正本及び副本各1部) とする。ただし、第15条第1項に規定する別記様式第9号の概算払請求書及び同条第2 項に規定する別記様式第10号の精算払請求書は1部(正本)とする。

# 附則

本要綱は、平成26年5月12日から適用する。

附 則 (平成27年6月17日)

- 1 本要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年度予算に係る補助金から適用する
- 2 本要綱の施行の日以前に補助した補助事業者に対する取り扱いについては、なお従 前の例による。

附 則 (平成31年4月23日)

- 1 本要綱は、平成31年4月23日から施行し、平成31年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 本要綱は、平成34年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同 日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

区分	経費	軽微な変更
旅費	1 販路開拓・販売拡大に向けた市場調査のための航空賃、船賃、車賃及び鉄道賃(以下「交通費」という。)及び宿泊料 2 物産展・展示会等への出展のための交通費及び宿泊料 3 販路開拓・販売拡大促進に資する活動のための交通費及び宿泊料 4 県から業務委託を受けた者(以下「業務受託者」という。)が実施する会議等出席のための交通費及び宿泊料	1 マーケティ規た各の宗 新 期 削 に の 交 分 追 は 区 流 額 変 分 用 が 及 が 更
出展費	1 物産展・展示会・テスト販売等(以下「物産展等」という。)への出展のための出展料、負担金又は会場借上料 2 物産展等で使用する備品のレンタル費用 3 物産展等への出展に要する離島特産品等、備品その他必要な物に係る輸送費用 4 物産展等への出展時に、現地で雇用する業務補助者の人件費 5 物産展等で使用する簡易なディスプレイ等の装飾に係る費用 6 既存の e コマース(電子商取引)サイトへの出品経費又は負担金	業能率等に支障のない活動計画の細部変更
商品改良費	1 包材及び容器等の変更に係る費用 2 商品価値を向上させるために必要な商品付属 物等の作成費用 3 栄養成分表示に必要となる食品の分析費用	
ブランディング費	1 ロゴ等のデザイン費用(補助事業者が地域連携企業体の場合は、地域連携を証するロゴ等のデザイン費用に限る。) 2 ロゴ等を活用した袋、箱等の商品付属物又はポスター、パンフレット、幟、横幕等の販促物の作成費用(補助事業者が地域連携企業体の場合は、地域連携を証するロゴ等を活用した物の作成費用に限る。)	
情報発信費	1 ICTを活用した情報発信ページの構築、運用に係る費用(補助事業者が地域連携企業体の	

	場合は、地域連携での情報発信ページに要する
	費用に限る。)
	2 ICTを活用した商取引ページの構築、運用
	に係る費用(補助事業者が地域連携企業体の場
	合は、地域連携での商取引ページに要する費用
	に限る。)
	3 情報発信に資する紙媒体の作成、発送に係る
	費用(補助事業者が地域連携企業体の場合は、
	地域連携での情報発信に要する費用に限る。)
招聘・指導費	1 販売戦略上必要な臨時外部専門家の招聘・指
	導のための交通費、宿泊費、謝金
その他特記事	この別表に定める経費について疑義が生じた場
項	合は、知事と調整するものとする。